

令和2年11月26日

企業主導型保育事業

助成施設代表者 各位

公益財団法人児童育成協会  
理事長 鈴木 一光

#### 立入調査による企業主導型保育施設に対する労務監査の実施について

平素より企業主導型保育事業の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。

立入調査による指導・監査業務は当協会が実施主体となっておりますが、今般、労務監査に関する内容については、全国社会保険労務士会連合会に委託し実施することとなりましたのでお知らせいたします。

労務監査の実施方法は次のような手順になります。

- (1) 監査対象となる助成施設に対し、委託事業者から概ね実施1か月前を目途に通知書を発出します。
- (2) 監査対象施設は、労務監査実施日14日前までに労務監査確認書類一覧表（兼自主点検表）及び同一覧表において「事前に提出する必要がある書類」に指定されている書類を委託事業者へ提出（必着）してください（提出方法については実施通知の際に通知します）。
- (3) 監査日当日、労務監査員（2名以上）が監査対象施設を訪問し、施設長等に対して聞き取り調査を行い最後に講評します。
- (4) 労務監査担当者は、当協会発行の携行証を持参しておりますので、必要な場合は、ご確認ください。

#### 関係書類の掲載について

労務監査に必要な次の関係書類を協会ポータルサイトに掲載しましたのでご確認の上、必要な準備をお願いいたします。

#### 感染症予防対策について

労務監査の実施における感染予防対策として、「消毒やマスク、フェイスシールド等の着用を徹底すること。」「監査員の健康状態の把握に努めるとともに、監査等の前に体温測定を実施し、少しでも健康状態に不安がある場合、当該監査員は立入を実施しないこと」などの対策を徹底して実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。